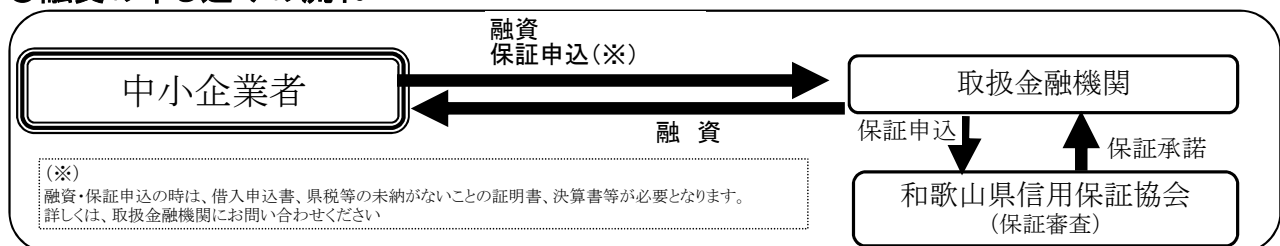


中小企業の資金繰りを支援します！

資金名	経営支援資金			新設
	一般枠	セーフティ枠	危機対応枠	
融資対象	次のいずれかに該当する方 1. 事業活動に支障を生じているものとして知事が定める不況業種を主たる事業とする方 2. (公財)わかやま産業振興財団に下請企業として登録している中小企業者であって、別途定める取扱基準に基づく同財団理事長の証明を受けた方 3. 最近3か月の平均売上高又は平均売上高総利益が過去3か年のいずれかの同期に比べ5%以上減少している方 4. 破産手続開始、民事再生手続開始、更生手続開始、特別清算開始の申立て(以下「破産等の申立」という)を行った企業又は銀行取引停止処分を受けた企業(以下「倒産企業」という)との取引で次のいずれかに該当する方のうち、倒産企業が破産等の申立を行った日又は銀行取引停止処分を受けた日から1年以内に融資申込みを行う方 (ア)倒産企業に対して50万円以上の売掛金等の未収債権(以下「未収債権」という)を有する方 (イ)倒産企業に対して有する未収債権が50万円未満であるが、全取引額のうち倒産企業との取引額が20%以上の方 5. 暴風、洪水、地震その他異常な現象により生ずる災害により被災し、市町村長等の罹災証明を受けた方	「中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第8号※」までの規定に基づく特定中小企業者として市町村長の認定を受けた方で、事業活動に支障を生じている方 第1号:連鎖倒産防止 第2号:取引先企業のリストラ等の事業活動の制限 第3号:突発的災害(事故等) 第4号:突発的災害(自然災害等) 第5号:業況の悪化している業種(全国的) 第6号:取引金融機関の破綻 第7号:取引金融機関の経営の合理化に伴う金融取引の調整 第8号:取引金融機関の整理回収機構に対する貸付債権の譲渡	「中小企業信用保険法第2条第6項(大規模な経済危機、災害等により、売上高等が減少)」の規定に基づく特例中小企業者として市町村長の認定を受けた方で、事業活動に支障を生じている方	和歌山県は、「低利・固定・長期」の資金を供給するとともに、信用保証料の一部を補助することで、中小企業の皆さんの負担を大幅に軽減しています。
融資利率	年1.2%～1.4%以内			
信用保証料率	年0.45%～1.3%	年0.5%～0.6%	年0.5%	
資金使途	一般枠、セーフティ枠の融資限度額を拡大	設備資金	運転資金	
融資限度額	8,000万円以内	8,000万円以内	8,000万円以内	
融資期間	設備資金 10年以内 運転資金 7年以内	設備資金、運転資金 10年以内		
保証人・担保	保証協会及び取扱金融機関の所定の条件による			
申込先	取扱金融機関			セーフティ枠の融資期間を延長
問合せ先	和歌山県 商工振興課(電話 073-441-2744)			

○融資の申し込みの流れ



注) 融資利率は、平成30年4月1日現在のものです。金融情勢の変動により変更することがあります。この融資は信用保証付きであるため、信用保証協会に保証残高があれば融資限度額に制約がある場合があります。融資については金融機関が、また、保証については信用保証協会が資金使途、業績、財務内容、資産等を総合的に判断し決定します。ご希望に添えない場合もありますのであらかじめご了承ください。